

小中学校適正配置等検討委員会における最終提言

平成28年1月

◇付帯意見

「鹿沼市立小中学校における適正配置等の基本的な考え方」の最終提言にあたり、中間報告を基本として、下記のとおり付帯意見を付す。

なお、教育委員会においては、本委員会の提言（中間報告・付帯意見）を踏まえつつ基本計画の策定を進め、より良い教育環境の推進に努められたい。

- 1 適正配置等を進めるにあたり、中間報告に記載のある「具体的な進め方」を遵守し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図ること。
- 2 大規模校の解消については、本委員会の提言と併せ、通学区域審議会の答申（平成26年4月24日付）を充分踏まえたうえで検討を進めること。

◇検討委員会における中間報告（概要）

1 適正規模の考え方

本委員会の検討においても「鹿沼市教育ビジョン」の適正規模の考え方を踏襲するものとする。

●鹿沼市における小中学校の適正規模

〈小学校〉6学級～18学級

〈中学校〉3学級（1学級16人以上、全校で48人以上）～18学級

※いずれも特別支援学級は除く

※適正規模を超える学校を「大規模校」、適正規模に満たない学校を「小規模校」として捉える。

2 適正配置の基本的な考え方

本委員会としては、教育的な視点を優先することを踏まえて、適正配置の考え方を以下のとおりとする。

- 児童生徒の教育環境を充実させるため、小学校においては複式学級を有する小規模校、中学校においては全校生徒数48人1学級16人以下となった小規模校の統合を先行して進める。
- 適正規模化に伴う統廃合は、基本的に小規模校については近隣学校との統合により進める。また、19学級以上の大規模校の解消は、地域の将来的展望に立ち、新設もしくは学区の再編も含め検討する。

3 適正配置等の実施にあたって

適正配置の基本的考え方については前述のとおりであるが、望ましい学校規模を確保しつつ適正配置を進めていくにあたっては、慎重な検討と丁寧な対応が必要である。実施にあたって留意すべき事項について、以下のとおり整理する。

- 適正規模化への具体的な方策については、それぞれのケースに応じ検討することとするが、当該地域の意向や地域の実情を尊重して進める。
- 再編や統合に伴う学区については、基本的にその学区を原則とするが、統合に伴う地域の諸実情に柔軟に対応する。
- 統合に伴い、通学距離及び通学時間の長くなる子どもたちの通学の安全確保は重要な課題であることから、遠距離通学になる子どもたちにはスクールバス等を検討する。
- 小中一貫校などによる新たな教育体制も視野に実施を検討する。

4 具体的な進め方

- (1) 保護者や地域住民との共通理解
- (2) 市長部局との緊密な連携